

## Fellowship(フェローシップ) 第82号

### 【NPOロースクール奨学金ちゅうぶニュース】

#### NPO 法人ロースクール奨学金ちゅうぶ 会員の皆様

NPO 法人事務局です。いつもお世話になっております。

日頃は、当 NPO 法人の活動にご協力を賜り誠に有難うございます。

法人の現況をお知らせする Fellowship 第82号をお送りします。

【フェローシップとは「奨学金」のこと。Fellow（仲間・同輩）を応援する気持ちを表しています。】

### **元奨学生の弁護士・広村春菜さんが沖縄県を視察訪問しました**

在学中の奨学生の皆さんに続き、現在、弁護士として活躍中の広村春菜さんが、本年7月7日から2泊3日で沖縄県の法律事務所を視察訪問されました。広村さんは赴任先として沖縄県（沖縄支部または名護支部）を検討中であるところ、当 NPO 法人とも関係の深い平良卓也弁護士・若松恭子弁護士ご夫妻はじめ多くの皆様のご協力を得て、今回の運びとなりました。お世話になった先生方にはこの場をお借りして感謝申し上げます。

広村さんからは大変詳細なレポートを提出していただきましたが、その一部を皆様にお届けします。



#### 第6期奨学生 広村 春菜 (ひろむら はるな) さん

名古屋大学法科大学院（3年制コース）修了  
平成26年弁護士登録（第67期）

訪問先：平良卓也弁護士ほか沖縄県全域で活動する弁護士9名

訪問日：令和4年7月7日（木）～7月9日（土）

#### 1 はじめに

この度は、過疎地域赴任に向けた沖縄県の視察という大変貴重な機会をいただき、ありがとうございました。ロースクール奨学金ちゅうぶのご支援、また、ロースクール奨学金ちゅうぶを通じてご紹介いただいた過疎地域赴任経験のある平良卓也先生はじめ多くの先生方のお力添えを賜り、多くの沖縄弁護士会の先生とお会いすることができ、また、過疎地域赴任の希望地である沖縄県読谷村の視察が実現できたことに心より感謝申し上げます。

## 2 日程及び視察の概略

令和4年7月7日(木)～同月9日(土)にかけて沖縄県全域(那覇支部、沖縄支部及び名護支部)に登録する先生方(合計7名)にお会いして、沖縄県の弁護士の働き方や、過疎地域への赴任をして弁護士として稼働することができるかどうかについてお話を伺うとともに、赴任を検討している読谷村を訪れて現地視察を行いました。

同時に、生活の拠点を沖縄県に移すことを想定して、居住エリアになると思われる地域についても、交通の便などを考慮して視察を行いました。

## 3 沖縄県の弁護士登録者数等について

沖縄県には沖縄県那覇地裁本庁並びに沖縄支部、名護支部、平良支部及び石垣支部の4支部があり、沖縄弁護士会には那覇本庁、沖縄支部及び名護支部があるそうです。

令和4年4月1日時点で沖縄弁護士会会員は個人会員288名(男性246名、女性42名)、法人会員27法人がありますので、個人会員だけで言えば、1,462,940人の沖縄県民について、約5080人に1人の割合で弁護士がいることになります。

愛知県は、県民の約3775人に1人の割合で弁護士がいる(平成31年4月1日現在愛知県弁護士会の個人会員2001名、愛知県民は約7,553,000人)ことを考えると、沖縄県全体で言えば弁護士数は決して少なくない状況です。

## 4 偏在解消対策及び独立開業等支援制度

過疎地域において独立開業するにあたり、利用したいと考えている制度が2つあります。

1つは日本弁護士連合会が行う支援の「偏在対応弁護士独立開業支援」(事務所開設費用として上限350万円を無利息で貸付。返済期限は貸付から7年以内。一定の要件を満たすと返済の免除が受けられることがある)、もう一つは同じく日弁連が行う支援の「偏在対応特別独立開業支援」(偏在対応弁護士独立開業支援の貸付金上限が650万円に増額される。貸付金のうち300万円(上限)については一定の要件を満たすと返済の免除を受けられることがある)です。

前者に対応する「偏在解消対策地区」とは、①地方裁判所支部管内における弁護士1人当たりの人口が3万人以上、②簡易裁判所管内において弁護士が常駐する法律事務所が2か所以上存在しない地域、③市町村において弁護士が常駐する法律事務所が存在しない地域、④その他弁護士会/弁護士連合会が特に必要と認めた地域をいいます。

後者に対応する「特別独立開業支援対象地区」とは、地裁支部管内等において法律事務所が3か所以下であり、かつ国選弁護・当番弁護・法律扶助のいずれかを受任する弁護士が1人以下の地域(実質ゼロワン地域)です。

## 5 沖縄県の偏在解消対策地区該当性

沖縄県の市区町村の人口、弁護士数、法律事務所数等を別紙(8頁)のとおり整理しました。沖縄県下で「特別独立開業支援対象地区」はありません(いずれの地裁支部管轄地域も3か所以上の法律事務所が存在するため)。

「偏在解消対策地区」については、①②の要件を充足する市町村はありませんが、



沖縄の海と空(車窓から)

③の要件に該当する市町村がありますので、市町村名を黄色に色付けしました。その結果、偏在解消対策地区の条件を満たしており、人口3万人以上の市町村としては、赴任を検討している読谷村以外にも、糸満市、南城市、南風原町があることが分かりました。

## 6 赴任候補地

過疎地域独立のためには、日弁連の支援が不可欠と考えているため、候補地は読谷村、糸満市、南城市、南風原町があることが分かりました。私は中北部での赴任を希望しているので、読谷村を第一希望と考えて視察に行くことにしました。

## 7 視察の目的

私は開業するとすれば、北部地域に近い沖縄県中北部地域を希望しています。

そのため、今回の視察では、偏在解消対策地区の条件を満たしており、人口3万人以上の市町村である読谷村、糸満市、南城市、南風原町のうち、中部地域に属する読谷村の開業可能性について、沖縄県の弁護士の方にお話をうかがうこと、沖縄の弁護士業務の実情（会務の状況など）及び沖縄県下の移動の感覚を把握すること、通期の可能なエリアを確認することなどを目的としました。

## 8 那覇市（本庁）の先生のお話

沖縄に訪問した初日は、ふくぎ法律事務所の平良卓也先生にご紹介いただき、過疎地域赴任の経験があり、那覇市内で開業しておられる3名の先生にお話を伺いました。

ご一緒いただいたのは、輪島ひまわり基金法律事務所の初代所長として赴任した経験をお持ちの平良卓也先生（ふくぎ法律事務所）、小林ひまわり基金法律事務所へ赴任した経験をお持ちの安里学先生（おきなわ法律事務所）、宮古島ひまわり基金法律事務所へ赴任した経験をお持ちの寺田明弘先生（ゆいまーる法律事務所）です。

私は、愛知県で生まれ育ち、愛知県を出たことがなかったために、馴染みのない土地で開業するということに対して大きな不安がありました。先生方からは、「やっていけると思う。不安に思うことはない」と励ましていただき、少し勇気が持てました。

沖縄弁護士会でも愛知県弁護士会と同様に各種委員会が活発に活動しておられ、どの先生も委員会に所属してご活躍しておられるということでした。とりわけ、私が関心を持っている子どもの権利問題に取り組む委員会も活発に開かれているということで、赴任できた暁には沖縄弁護士会で子どもの権利問題に取り組んでいくことができると知り安心しました。

他にも、沖縄の先生方のお仕事についていろいろお聞かせいただき、例えば、沖縄の自動車は任意保険加入率が極めて低く（半数程度）、交通事故事件をやると相手方が無保険ということはしばしば出くわすという驚きの事情も教えていただきました。沖縄県には米軍基地があることから、相手方が外国人である訴訟も多いそうですが、送達に2年かかることもあるなど、ご苦労もあるのだそうです。

おいしいお料理とお酒のおかげで大変リラックスして有意義なお話をうかがうことができました。非常に有意義な時間を過ごさせていただき、平良先生はじめ、安里先生、寺田先生には心よりお礼申し上げます。

## 9 沖縄支部の先生のお話

2日目は、朝9時から平良先生の事務所にお邪魔し、一日かけて沖縄支部（旧「コザ支部」）及び名護支部に各地の先生方のお話をうかがうと共に、読谷村内の視察をさせていただくというスケジュールでした。平良先生には自家用車で遠くまでお付き合いいただき（那覇本庁から沖縄支部までは車で1時間ほど、沖縄支部から名護支部までも1時間ほどの道のりでしたので、非常に長い距離

の運転をしていただいていた)と、頭が上がりません。

沖縄支部を訪れたのは、もし読谷村で開業するとすれば沖縄支部の登録となりますので、沖縄支部でどのような仕事があり、どのような人材が必要とされているか、というお話をうかがうことが目的でした。

#### (1) あかばな一法律事務所訪問

まずは、あかばな一法律事務所の中村宗立先生の事務所にお邪魔してお話をうかがいました。中村先生は末松実紗先生とお二人で事務員を雇用することなく事務所運営を行っておられるそうで、昨今のウェブ会議の増加や裁判のIT化の進行が進めば、事務員がいなくても事務所運営を行うことが可能、と有益な示唆をいただきました。

最初に沖縄支部の概要について教えていただきました。沖縄支部は、那覇本庁に比べればゆったりしており、移動時間は片道車で1時間ほどのことです。登録弁護士は約40名で、女性弁護士は3名(北谷町、中城町)であることから、女性相談や犯罪被害者相談などの関係で女性弁護士の登録は意味があるとのことでした。

沖縄支部の弁護士が扱う事件としては、家事事件が多いということでした。沖縄県は離婚率も出生率も全国No.1だそうです。また、正社員就労をしても法テラス利用で弁護士に委任する人も多いため、日弁連旧報酬基準どおりの報酬を請求すると「高い」との印象を持たれてしまうおそれがあるそうです。そのため、法テラスを経由しない事案でも法テラス基準に近い水準での報酬設定をする配慮もあるそうです。

お話の中で私が強く関心を持ったのは、末松先生が理事をお勤めの「NPO 法人子どもシェルターおきなわ」の運営についてです。私は愛知県でもシェルター運営を行うNPO法人子どもセンターパオの一員としてシェルターの仕事にも若干関わりを持っていたために、子どもシェルターおきなわの活動に関心がありました。子どもシェルターおきなわでも、児童相談所の一時保護委託を受けるなどしているようで、愛知県での経験を生かすことができるのではないかと期待します。末松先生からは、登録替えの際は一員に加えていただけると頼もしいお言葉を賜りました。沖縄支部の実情だけでなく弁護士業務の在り方についても有益な示唆をいただき、中村先生、末松先生には心よりお礼申し上げます。

#### (2) ふるげん法律事務所訪問

続いて、読谷村のご出身である古堅豊先生のふるげん法律事務所にお邪魔しました。

古堅先生は、現在も読谷村にお住まいで、読谷村から沖縄市の事務所に通っておられるそうです。読谷村から那覇市に行こうと思うと高速道路に乗るまで30分、高速道路を使って30分ほどかかり、法律事務所の所在地としては、アクセスの点で不便を感じる可能性があるということでした。

読谷村では、毎月1回の役場での法律相談を隔月で実施しているそうですが、10件ある相談の枠はいっぱいになることも多く、定例の法律相談を待ちきれずに沖縄市内の事務所まで直接相談にお越しになる方もいるそうです。その意味では、読谷村内に法律上のアドバイスを求める需要はあるのではないかと思います。

読谷村で争いになる類型は、離婚、隣人トラブル、遺産分割など一般的な民事事件が多いそうですが、軍用地の関与した土地の売買や相続の問題は争いになりやすいそうです。

読谷村の方は、地元愛の強い方多いそうですが、移住者も一定数あり、1～2割は移住者である印象とのことでした。狭い世界でありながら、権利に対する意識の高い人が多く、隣人トラブル、賃貸トラブルなどもあるようです。

読谷村は、三線の発祥の地であったり、読谷山花織（ゆんたんざはなうい）という伝統的な織物を作っていたり、焼き物（やちむん）の窯元が多く、伝統的な文化色豊かな地域です。その一方で、日の丸償却事件が起きた地であったり、現在も基地に対する反対をしているという権利意識が強かったりと、はっきりとした主張や権利意識を持ったエリアでもあるようです。また、全国的に有名な「御菓子御殿」の紅芋タルトの発祥も読谷村ということで、広告をしたり、新しいものを積極的に開発したりなどということについても意識の高い地域なのではないかと思われま

す。読谷村に対する私のイメージは読谷山花織ややちむんなどの工房があったり、きれいな岬があったりと、のどかなイメージでしたが、権利意識をはっきり持っていたり、先進的な活動にも関心が高いようで、表面的であった理解が深まって実態を伴ったように思います。読谷村に縁もゆかりもない私が開業してみたいという不躰な質問にうかがったにもかかわらず、丁寧に教えて下さった古堅先生には心よりお礼申し上げます。

## 10 読谷村の見学

読谷村は沖縄市の中心街から車で30分弱で到着しました。途中、嘉手納基地の隣を通った際に、道の駅の展望台から嘉手納基地を見ることができました。地平線が見えそうなくらい広い範囲に基地が広がり、道の駅には騒音の大きさを図るデシベル計が設置されていました。短時間の滞在でしたが、戦闘機の離発着を見ることができましたので、かなり頻繁な離発着と、これに伴う騒音の問題があるのであろうことが推察されました。また、基地の横には黙認耕作地と呼ばれる軍用地内に勝手に作られたと思しき畑も見られました。

読谷村は日本一人口の多い「村」（2021年2月末現在で総人口4万1669人、世帯数1万6919件）であると聞いていました。「村」という響きから、未舗装の道路の両脇にやちむんの窯があるような長閑な風景を想像してしまっていたのですが、実際には大きなモールが2か所（スターバックスもあるイオンタウン読谷とサンエー大湾シティ）新しいドラッグストア、飲食店がたくさんあり、学校や役場も広々とした敷地に大きな建物があり、道もかなりきれいに整備され、現在もなんらかの大規模な開発工事が行われている様子でした。コンビニエンスストアも点在しており、さすが人口4万人超の市町村という感じでした（愛知県でいうと幸田町より人口が多いくらいです）。



嘉手納飛行場と黙認耕作地



嘉手納飛行場と戦闘機

時間の都合上、北部までは赴くことはできませんでしたが、古堅先生にご助言いただいたように、メインストリートである58号線や、その脇の6号線沿いであれば、法律事務所として入居させていただくことができそうな建物があり、往来も多いことから、人目を気にすることなく気兼ねなく立ち入ることのできる事務所を開設できるのではないかと思います。

## 11 名護支部の先生のお話

午後からは、名護支部でお一人で事務所を開業しておられる栗田妃呂子先生のほくぶ法律事務所において、なご法律事務所の山田英之先生にもお越しいただいてお話をうかがいました。

名護支部は、国頭郡以北の国頭郡及び名護市で構成される沖縄県北部地域を管轄するそうです。やんばると呼ばれる国頭郡の北部地域（国頭村，東村，大宜味村）のあたりは事件は少なく落ち着いた地域であるということです。

名護支部には、9名の弁護士登録があり、うち2名は企業内弁護士ですので、実質7名の弁護士が活動していることとなります。名護市から沖縄市の間は車移動で約1時間、那覇市と名護市の移動は約1時間30分ということで、本庁まで赴くとなるとかなりの時間的な負担があるようでした。

名護は約7名の弁護士の登録しかないためか、弁護士同士もよく顔が見える関係のようです。名護支部の弁護士はみなマイペースに仕事をしているということで、穏やかな雰囲気を感じました。

業務の内容としては、家事事件（離婚，親権），債務整理（破産）に並び損害賠償請求の被告事件も多いということでした。離婚や親権紛争はお金の動かない事件（多額の財産分与などが無い）が多いそうで、破産事件は統合失調症やうつ病などの精神疾患に起因するものが多い印象とのことでした。今帰仁村や本部村（美ら海水族館のある本部半島）の破産事件は名護支部の先生が取り扱うことが多いそうです。

委員会活動についても教えていただきました。沖縄弁護士会では、本庁とは別に支部での委員会というものはないそうで、支部の委員も本庁の委員会に所属するのだそうです。名護市から那覇市まで赴くのは時間がかかるので、委員会にはほとんどZoomやTeamsで出席し、どうしても赴く必要があるものは那覇市まで赴くということでした。

栗田先生は、女性お一人で事務所を開業していることから、女性一人で事務所を持つことの大変さや、さまざまなアドバイスもお聞きすることができました。例えば、事務員がいない事務所で「ほかにはだれもいません」ということが来客に明らかになることは望ましくないので、打ち合わせ中でも電話が鳴りっぱなしにならないようにしておく工夫なども必要とのことでした。

親身にご相談にのっていただいた栗田先生，お忙しい中で足を運んでくださり，名護地域の魅力をいろいろ詳しくお聞かせくださった山田先生には心よりお礼申し上げます。

## 12 平良先生・若松先生のお話

2日目のしめくくりには、平良先生と同じふくぎ法律事務所の若松恭子先生にもお運びいただき、おいしい沖縄宮廷料理をいただきながら、沖縄での生活全般についてお話をうかがうことができました。

沖縄宮廷料理をいただきながらの和やかなお話であったため、沖縄での食事のお話で盛り上がりがちでしたが、沖縄独特の食材や食生活についてもお話をうかがうことができ、また愛知県出身の若松先生に沖縄に移住したことに伴う戸惑いや不安はないか、移住して子育てをする間は大変ではなかったか、などという個人的に気になっている点も相談させていただくことができ、かなり不安が和らぎました。

遅くまでお付き合いいただき、また、心づくしのおもてなしをしてくださった平良先生，若松先生には，心より感謝しております。ぜひ，沖縄県での過疎地域赴任を実現して，この恩に報いたいと思います。

## 13 恩納村近辺の視察

最終日の3日目には、那覇市内から、住居を構える可能性の高い国頭郡恩納村まで車で赴き、移

動の便や恩納村のあたりの雰囲気を見学して参りました。那覇市内から恩納村までは2時間近くかかり、やはり那覇市内までの移動は容易ではないと実感しました。

#### 14 まとめ

沖縄県（本島）に訪れたこともなかった私が沖縄県内の過疎地域で独立開業をするということは実現可能性のない夢物語のように思われましたが、平良先生をはじめとする多くの沖縄弁護士会のご親切な先生方に優しい激励のお言葉をいただき、開業することが可能なのではないかという実感を持つことができました。

実感の根拠となっているのは以下の2点です。

1点目は、日弁連の偏在解消対象地区にあたる地域であり開業を希望している読谷村について、弁護士を必要とする法的ニーズが確認されたこと、2点目は、沖縄県中北部エリアでニーズの高い業務が自分の得意とする分野であり、愛知県での経験を生かすことが出来る可能性があると感じられたことです。

正直なところ、沖縄支部の先生方からすれば「沖縄に縁もゆかりもない弁護士が読谷村で開業したい」という考えが甘かったり、望ましくないと受け止められる可能性がないとは言えません。また、沖縄県は本島とは異なる文化的歴史的背景を有しており、法的にも独特の業務や特別法の適用があったり、外国人が関わる問題、基地が関わる問題、戦争の影響で戸籍などが焼失している等の難しさがあり、本島出身で沖縄県に縁の無い弁護士が開業することに対する大きなハードルがあることは否めないのですが、読谷村の住人の1～2割は外部からの移住者ということなので、私もその一人だと考えれば、それほど疎外感の中で仕事をするにはならないと感じられました。

これらのことから、経済的に余裕のある弁護士生活というわけにはいかないと思うのですが、読谷村という地域で過疎地赴任をすることは、画餅に終わることなく、実現可能性のあるものだと感じられるようになりました。

今回の視察は自分の将来の生活に直結する大変意義深く、有益なものになりました。これもひとえにロースクール奨学金ちゅうぶと平良先生はじめ、ご支援くださった皆様のおかげです。

心よりお礼を申し上げますと共に、今回の視察のご報告とさせていただきます。



市町村名	よみがな	人口	弁護士数	法律事務所数	地裁支部	簡裁	女性ゼロ地域
那覇市	なはし	319,435	207	102	那覇本庁	那覇	
宜野湾市	ぎのわんし	96,243	4	4	沖縄支部	沖縄	該当
石垣市	いしがきし	47,564	4	4	石垣支部	石垣	
浦添市	うらそえし	114,232	9	6	那覇本庁	那覇	
名護市	なごし	61,674	7	5	名護支部	名護	
糸満市	いとまんし	58,547	0	0	那覇本庁	那覇	
沖縄市	おきなわし	139,279	33	16	沖縄支部	沖縄	
豊見城市	とみぐすくし	61,119	3	2	那覇本庁	那覇	
うるま市	うるまし	118,898	6	6	沖縄支部	沖縄	該当
宮古島市	みやこじまし	51,186	4	3	平良支部	平良	該当
南城市	なんじょうし	42,016	0	0	那覇本庁	那覇	

## 国頭郡（くにがみぐん）

国頭村	くにがみそん	4,908	0	0	名護支部	名護	
大宜味村	おおぎみそん	3,060	0	0	名護支部	名護	
東村	ひがしそん	1,720	0	0	名護支部	名護	
今帰仁村	なきじんそん	9,531	0	0	名護支部	名護	
本部町	もとぶちょう	13,536	0	0	名護支部	名護	
恩納村	おんなそん	10,652	2	1	名護支部	名護	該当
宜野座村	ぎのざそん	5,597	0	0	名護支部	名護	
金武町	きんちょう	11,232	0	0	名護支部	名護	
伊江村	いえそん	4,260	0	0	名護支部	名護	

## 中頭郡（なかがみぐん）

読谷村	よみたんそん	39,504	0	0	沖縄支部	沖縄	
嘉手納町	かでなちょう	13,685	0	0	沖縄支部	沖縄	
北谷町	ちやたんちょう	28,308	5	4	沖縄支部	沖縄	
北中城村	きたなかぐすくそん	16,148	0	0	沖縄支部	沖縄	
中城村	なかぐすくそん	19,454	0	0	沖縄支部	沖縄	
西原町	にしはらちょう	34,508	1	1	那覇本庁	那覇	該当

## 島尻郡（しまじりぐん）

与那原町	よなばるちょう	18,410	0	0	那覇本庁	那覇	
南風原町	はえばるちょう	37,502	0	0	那覇本庁	那覇	
久米島町	くめじまちょう	7,755	0	0	那覇本庁	那覇	
渡嘉敷村	とかしきそん	730	0	0	那覇本庁	那覇	
座間味村	ざまみそん	870	0	0	那覇本庁	那覇	
粟国村	あぐにそん	759	0	0	那覇本庁	那覇	
渡名喜村	となきそん	430	0	0	那覇本庁	那覇	
南大東村	みなみだいとうそん	1,329	0	0	那覇本庁	那覇	
北大東村	きただいとうそん	629	0	0	那覇本庁	那覇	
伊平屋村	いへやそん	1,238	0	0	名護支部	名護	
伊是名村	いぜなそん	1,517	0	0	名護支部	名護	
八重瀬町	やえせちょう	29,066	0	0	那覇本庁	那覇	

## 宮古郡（みやこぐん）

多良間村	たらまそん	1,194	0	0	平良支部	平良	
------	-------	-------	---	---	------	----	--

## 八重山郡（やえやまぐん）

竹富町	たけとみちょう	3,998	0	0	石垣支部	石垣	
与那国町	よなぐにちょう	1,843	0	0	石垣支部	石垣	

※企業法務除く